

八代市

# 地域

# 防

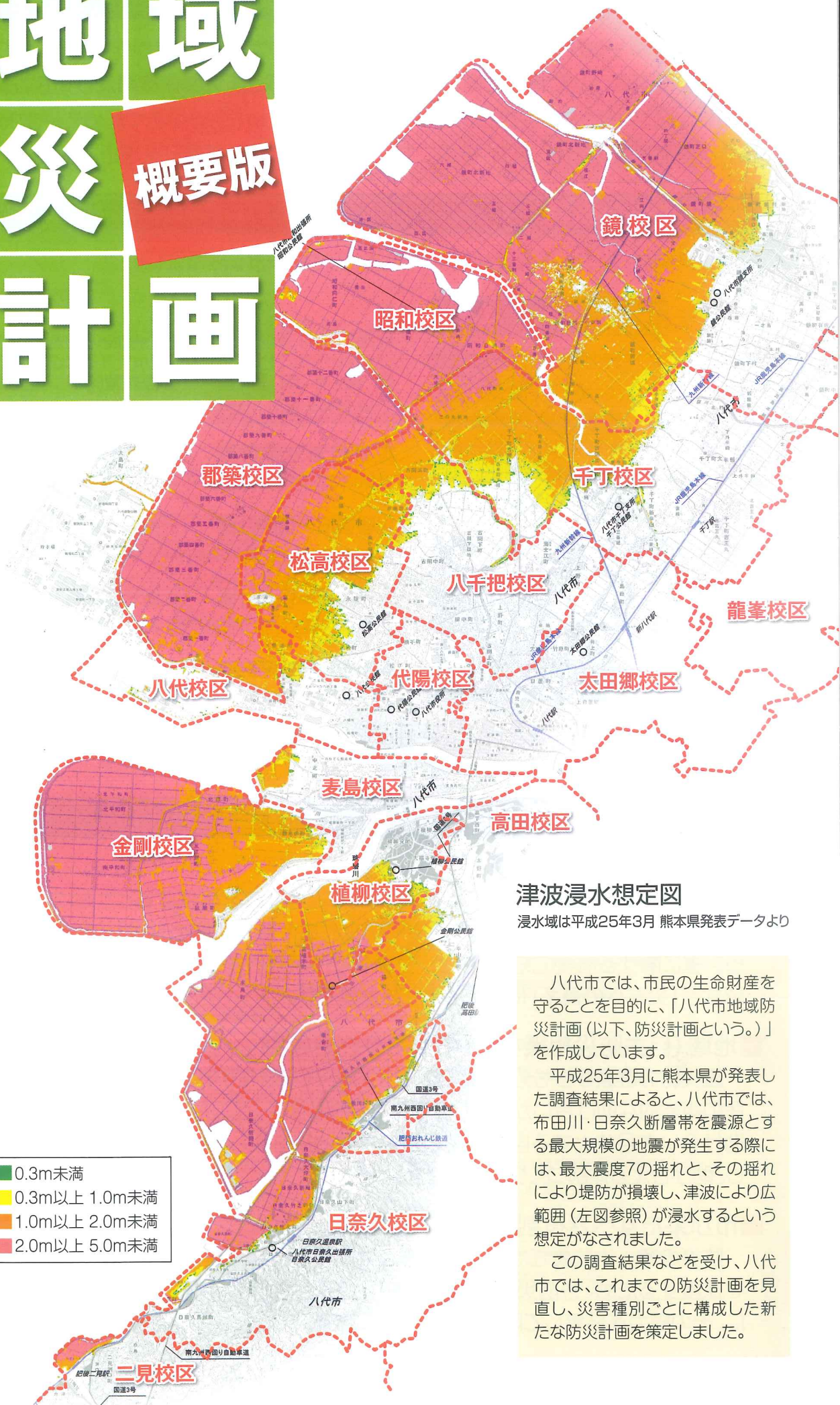
# 災

概要版



# 計

# 画



## 津波浸水想定図

浸水域は平成25年3月 熊本県発表データより

八代市では、市民の生命財産を守ることを目的に、「八代市地域防災計画（以下、防災計画という。）」を作成しています。

平成25年3月に熊本県が発表した調査結果によると、八代市では、布田川・日奈久断層帯を震源とする最大規模の地震が発生する際には、最大震度7の揺れと、その揺れにより堤防が損壊し、津波により広範囲（左図参照）が浸水するという想定がなされました。

この調査結果などを受け、八代市では、これまでの防災計画を見直し、災害種別ごとに構成した新たな防災計画を策定しました。

- 0.3m未満
- 0.3m以上 1.0m未満
- 1.0m以上 2.0m未満
- 2.0m以上 5.0m未満

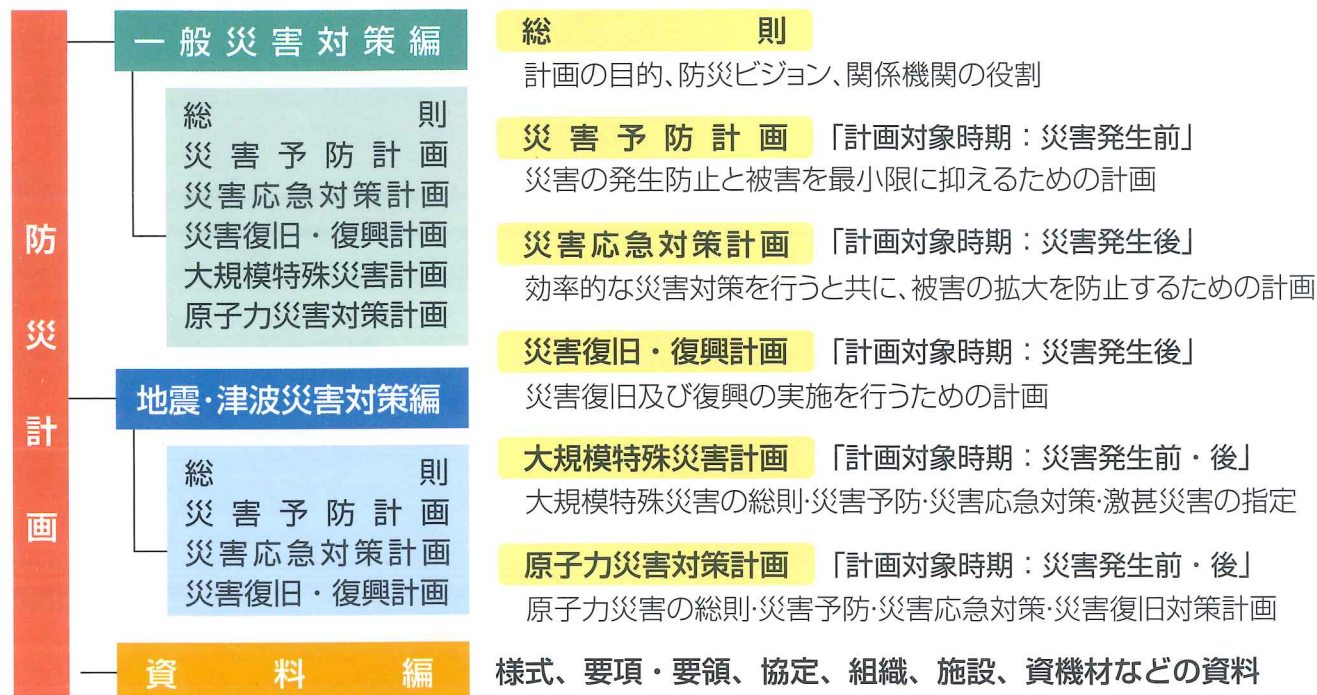
## 防災計画の目的

防災計画は、災害対策基本法第42条に基づき、八代市防災会議が作成する計画です。

この計画では、八代市の地域に係る災害に関し、市と防災関係機関及び市民が総力を結集し、市民の生命及び財産を災害から保護することを目的とし、災害を防ぐために平常時から行う予防対策や災害発生後の応急、復旧・復興において実施すべき対応などを定めています。

## 防災計画の構成

防災計画は、次のような構成及び内容となっています。



## 主な役割

### 市民の果たすべき役割

市民は、自らの責任において自身と家族などの安全を確保するとともに、地域における安全確保のため相互に助け合い、被害の事前防止と拡大防止に努めなければなりません。また、日頃から災害に関する情報に関心を持ち、食糧などの備蓄や家屋の耐震化、避難場所や避難ルートの確認など「災害への備え」に努めることが大切です。

### 地域（自主防災組織など）の果たすべき役割

震災時の経験からも分かるとおり、自主防災組織や町内会などの地縁団体を中心とした地域住民の組織的な助け合いが何よりも効果を発揮します。このため、地域の実状に即して、災害時での助け合いを目的とする自主防災組織を積極的に結成し、地域住民が連帯感を持って相互に協力し、助け合える体制づくりが必要です。

### 市が果たすべき役割

防災の第一次的責任を有する地方公共団体として、災害から市域並びに市民の生命及び財産を保護するため、各防災関係機関、他の地方公共団体、市民、地域、事業所の協力を得るとともに、その総力を結集して防災活動を実施します。

## 災害に備える(災害予防計画)

災害発生時の被害の拡大防止や対応力の強化のためには、日頃からの備えが重要です。

市では、災害時の迅速かつ安全な避難の実現のために、防災行政無線やメール、ラジオなどでの情報伝達手段を確保するとともに避難所の開設、防災資機材や食糧の備蓄などに努めます。

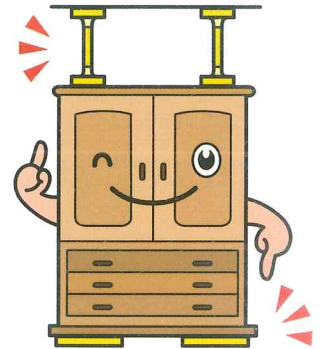
また、防災訓練等を実施し、各防災関係機関の連携を図るとともに、それぞれの役割を確認することで災害対応力の強化に努めます。

### ①防災意識を高めましょう!

災害発生時には、防災関係機関の職員も被災し、直ちに対処することが困難となる恐れがあります。このため、市民一人ひとりが、「自分の住む地域は自分が守る」との当事者意識を持ち、災害に関する正しい知識や災害予防・災害応急措置等防災意識を持つことが重要です。また、自分たちの暮らしている地域がどのような災害リスクを有しているかを認識し、災害から身を守るための行動を身につけておきましょう。

### ②住まいの安全性を確認しましょう!

地震による住まいの倒壊を防ぐため、自分の住まいの安全性を知ることが重要です。耐震診断や耐震改修などにより安全性を確認しましょう。また、家具の配置や転倒防止対策も非常に重要です。転倒防止器具(突っ張り棒など)の設置や寝室に家具を置かないなど、宅内での危険を取り除きましょう。



### ③備蓄品(非常持出品)の準備をしましょう!

災害直後からの混乱が治まるまでの数日間、生活するためには備蓄品や非常持出品の準備が必要です。非常持出品については、必要なものや量はそれぞれ異なりますので、個人に合わせた準備を行いましょう。

#### 《非常持出品の例》

飲料水、非常食、常備薬、小銭、通帳、懐中電灯、携帯ラジオ、ライター、防寒着、下着類、乳幼児用ミルク、生理用品、使い捨てカイロなど

#### 効率的な備蓄方法

最低3日分の確保が必要であるが、賞味期限により購入と廃棄を繰り返すことが多い「非常食」。

おすすめなのが、「**ローリングストック法**」です。日にちを決めて、定期的にレトルト食品等を消費し、その分をあらためて補充するという方法です。



個人に合わせた非常持出品を考えておきましょう。

#### ④安全に避難方法を確認しましょう!

防災マップなどを利用し、災害時の危険力所や避難場所を確認しましょう。また、危険な場所(崩れそうな崖のそば、増水時に道路が分からなくなる場所など)は通らないような避難所までの避難ルートを設定し、より安全な避難方法を設定しましょう。



#### ⑤自主防災組織の防災力を向上させましょう!

大規模な災害が発生した場合、消防署などの防災機関だけでは十分な対応は困難です。発生直後の初期消火や人命救助、集団避難や災害時要援護者の支援、情報収集・伝達などには、地域の自主的な防災活動組織が大きな役割を果たします。

各家庭での防災対策と合わせて、地域での防災対策にも積極的に取り組むことで、地域ぐるみで災害から身を守りましょう。

### 災害発生に対応する(災害応急対策計画)

災害が発生または発生する恐れがある場合、市では、その規模に応じた体制を整えます。大規模な災害の場合は、「八代市災害対策本部」を設置し、各防災関係機関と連携して、情報の収集と伝達、消防活動(消火・救助)、避難者支援活動(避難所の開設・食糧の提供)など各種の災害応急対策を行います。

#### ◎避難活動の実施

##### ①災害情報の収集

災害が発生または発生する恐れがある場合は、正確な情報を得ることが重要です。市は、重要な情報(気象情報や災害情報、避難情報など)について、わかりやすく広報を行います。

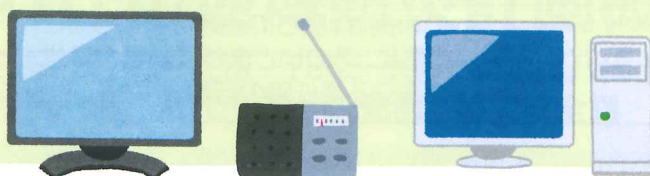
また、近くで異常な現象を発見した場合は、直ちに市へ連絡をお願いします。さらに、地域に住まれている高齢者や障がい者に対し、避難の呼びかけや支援を行うなど地域ぐるみできめ細やかな対応を心がけましょう。

#### 情報の入手方法

- テレビ、ラジオ
- 防災行政無線
- 市や気象庁等のホームページ
- Eメール(緊急情報配信メールなど)
- 自主防災組織の連絡網 等



八代市からの緊急情報配信メールの受信を希望される方は↓こちらから



## ②情報を受けた際の対応

情報を入手後は、身を守る行動をとることが重要です。落ち着いて行動しましょう。

### ■緊急地震速報

最大震度が5弱以上と予測された場合、テレビやラジオ、緊急速報メールによる情報提供が行われます。緊急地震速報を見聞きした場合、屋内にいれば家具など倒れる危険のあるものから離れて机の下に隠れる、屋外にいればブロック塀や自動販売機など倒壊の危険のあるものから離れ、身を守るために頭を保護し安全な姿勢をとります。

### ■土砂災害警戒情報

大雨などにより、土砂災害発生の危険度が非常に高まった場合に県および気象庁から発表され、テレビやラジオ、市からの広報などにより情報提供が行われます。今後の気象情報や地域の状況を考慮し、早めの避難を心がけましょう。

### ■特別警報

その地域において、数十年に一度しかないような非常に危険な状況（大雨や暴風など）となるおそれ大きい時に気象庁から発表され、テレビやラジオ、緊急速報メールによる情報提供が行われます。すでにとっても危険な状況ですので、まだ、何も行動をとっていない場合は、ただちに命を守る行動をとりましょう。

### ■避難情報

避難情報には、一般に避難に時間を要する災害時要援護者の方を対象に、早めの避難を促す「避難準備情報」、災害が発生する可能性を受け避難を促す「避難勧告」、事態が切迫した場合の「避難指示」があります。

避難にあたっては、市からの避難情報のみに頼らず、自らも各種の防災情報の収集を行い危険を察知した場合には、早期の避難を心がけましょう。

区 分	発令時の状況	市民に求める行動
避難準備 (災害時要援護者 避難) 情報	○災害時要援護者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始する段階であり、災害の発生する可能性が高まった状況	●災害時要援護者等、特に避難行動に時間を要する者は、指定された避難所への避難行動を開始
避難勧告	○通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階であり、災害の発生する可能性が明らかに高まった状況	●通常の避難行動ができる者は、計画された避難所への避難行動を開始
避難指示	○災害が発生する危険性が非常に高いと判断された状況 ○災害が発生した状況	●避難勧告等の発令後で避難中の市民は、直ちに避難行動を完了 ●まだ避難していない避難対象地域の市民は、直ちに避難行動に移るとともに、そのいとまがない場合は生命を守る最低限の行動



## ◎避難所の開設と運営

### ①避難所の開設

市は、災害が発生する恐れがある場合や、避難勧告・指示等に伴い、直ちに避難所の開設を行います。

### ②避難所の運営

避難所の運営は、避難者代表や市職員、施設管理者が協同で行います。大規模災害の場合には、各避難所で避難所運営委員会を立ち上げ、住民主体の避難所運営を行い、市は、避難所の状況を総括し、避難所運営の支援を行います。

なお、避難所となった学校の教職員などは、児童・生徒の安全確保や学校教育正常化に向けた準備などに支障のない限り、避難所運営への協力に当たります。

避難所運営では、女性や災害時要援護者などへ配慮した環境作りを行います。

## 災害からの早期回復を図るために(災害復旧・復興計画)

## ◎被災者の生活再建支援

### ①応急仮設住宅

市は、災害により住宅を失った方へ一時住居のための住宅である応急仮設住宅の供給を行います。

### ②罹災証明の発行

市は、各種の支援措置を適切に実施するため、罹災証明書の発行を行います。

## ◎災害復興

### ①総合窓口の特設

市は、各種証明書の発行や金銭的支援、生活相談など、被災者への生活支援情報の窓口を開設します。

### ②各種支援金の給付・貸付

市は、被災者支援の一環として、災害弔慰金及び災害障がい見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付けを行います。

### ③市税減免

被災者の納付すべき市税については、災害の状況に応じて徴収猶予及び減免の措置を実施します。

# 八代市地域防災計画概要版

平成26年3月

■発行 八代市 〒866-8601 熊本県八代市松江城町 1-25 TEL 0965-33-4112  
■編集 八代市 市民協働部 防災安全課